熊本市公報

第１５１１号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
　　熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日

目　　次

条　　例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第35号）…… 3117
○熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（第36号）…… 3118
○熊本市税条例及び熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（第37号）…… 3121
○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第38号）…… 3122
○熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（第39号）…… 3123
○熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（第40号）…… 3124
○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例等の一部を改正する条例（第41号）…… 3125

規　　則

○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第50号）…… 3127
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第51号）…… 3131
○熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第52号）…… 3133
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第53号）…… 3135
○熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則（第54号）…… 3137
○熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則（第55号）…… 3138
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（第56号）…… 3139

告　　示

○令和７年度（２０２５年度）人事行政の運営等の状況の公表（第625号）…… 3141

条　　例

条　例　第　３５　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表３の表に次のように加える。

３	熊本市電再生プロジェクトに関する専門家会議	交通事業の立て直しに係る課題、対応方針等について、必要な事項を審議する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　３６　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成１２年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「令和７年４月」を「令和８年４月」に改め、同条第２項中「１．０４７」を「１．０６７」に改める。

第２条第１号中「１，１８５，９００円」を「１，２０８，６００円」に改め、同条第２号中「８８９，４００円」を「９０６，４００円」に改め、同条第３号中「８２９，２００円」を「８４５，１００円」に改める。

第３条中「令和７年４月」を「令和８年４月」に改める。

別表を次のように改める。

別表

退隠料、遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
１，１４７，０００	１，２２３，８００
１，１９７，８００	１，２７８，１００
１，２５０，０００	１，３３３，８００
１，３０１，７００	１，３８８，９００
１，３５４，６００	１，４４５，４００
１，３８７，４００	１，４８０，４００

１，４２０，３００	１，５１５，５００
１，４５７，６００	１，５５５，３００
１，５１０，８００	１，６１２，０００
１，５５６，６００	１，６６０，９００
１，５９９，４００	１，７０６，６００
１，６５１，０００	１，７６１，６００
１，７０３，１００	１，８１７，２００
１，７５９，８００	１，８７７，７００
１，８１７，２００	１，９３９，０００
１，８８８，７００	２，０１５，２００
１，９３３，９００	２，０６３，５００
１，９９２，０００	２，１２５，５００
２，０４８，７００	２，１８６，０００
２，１６１，０００	２，３０５，８００
２，１９１，２００	２，３３８，０００
２，２７７，８００	２，４３０，４００
２，３９２，８００	２，５５３，１００
２，５２０，０００	２，６８８，８００
２，５８４，９００	２，７５８，１００
２，６４６，８００	２，８２４，１００
２，７３５，２００	２，９１８，５００
２，７８７，３００	２，９７４，０００
２，９３８，０００	３，１３４，８００
３，０１２，９００	３，２１４，８００
３，０９０，９００	３，２９８，０００
３，２４１，４００	３，４５８，６００
３，３９３，０００	３，６２０，３００
３，４３２，６００	３，６６２，６００
３，５５７，９００	３，７９６，３００
３，７３５，７００	３，９８６，０００

３，９１１，９００	４，１７４，０００
４，０２０，６００	４，２９０，０００
４，１２６，７００	４，４０３，２００
４，３４２，０００	４，６３２，９００
４，５５２，８００	４，８５７，８００
４，５９４，２００	４，９０２，０００
４，７５８，０００	５，０７６，８００
４，９６４，６００	５，２９７，２００
５，１７０，１００	５，５１６，５００
５，３７４，２００	５，７３４，３００
５，５０３，１００	５，８７１，８００
５，６４０，４００	６，０１８，３００
５，９０４，９００	６，３００，５００

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日（同項において「適用日」という。）から適用する。

２　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正１４年告示第２５号）及びこの条例による改正前の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、改正後の条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

条　例　第　３７　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市税条例及び熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例及び熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

（熊本市税条例の一部改正）

第１条　熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

附則第２５条第１項中「第７項」を「第８項」に改める。

（熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正）

第２条　熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成２９年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「第２条第２１項」を「第２条第２２項」に、「同条第２２項」を「同条第２３項」に改める。

附　則

この条例中第２条の規定は公布の日から、第１条の規定は公布の日又は経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和８年法律第２９号)附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条　例　第　３８　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成１２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第５の７の項中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。

条　例　第　３９　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第７条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６０，０００円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第１８条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

条　例　第　４０　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

条　例　第　４１　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正）

第１条　熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和４５年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０号中「第４６条第１４項第３号ハ」を「第４６条第１４項第４号ハ」に改める。

第１４条中「前条の」を「同条の」に改める。

（熊本市景観条例の一部改正）

第２条　熊本市景観条例（平成２１年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第１５条第１項第３号中「き損」を「毀損」に改め、同項第４号中「き損する」を「毀損する」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第２項第２号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第１８条第２項中「き損して」を「毀損して」に改める。

（熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第３条　熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成２２年条例第７６号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「第９１条第４項」を「第９１条第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第３条の規定は、公布の日又は同法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

規　　則

規　則　第　５０　号

令和　８　年　９　月２５日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成１２年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「第４２条第３項」を「第４２条第４項」に改め、同条第２項中「第５４条第３項」を「第５４条第４項」に改める。

第８条第１項中「第４７条第３項」を「第４７条第４項」に改め、同条第２項中「第５９条第３項」を「第５９条第４項」に改める。

第９条中「第４９条第２項」を「第４９条第３項」に改める。

附則に次の６項を加える。

（熊本地震被災被保険者に係るサービス費等の特例等）

１１　熊本地震被災被保険者（法第９条に規定する被保険者で、令和８年熊本地震による被害を受けたものをいう。以下同じ。）であって、令和８年熊本地震により次の各号のいずれかに該当することとなったものに係るサービス費等の特例に係る割合は、第１０条の規定にかかわらず、１００分の１００とする。

(1)　その居住に係る住居の全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又はこれらに準ずる被災があったこと。

(2)　熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったこと。

(3)　熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が行方不明であること。

(4)　熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業を廃止し、又は休止したこと。

(5)　熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が失業したことにより収入を得ることができないこと。

１２　第１１条の規定は、令和８年１１月３０日までの間に受けた介護サービスに対し前項の規定によるサービス費等の特例の適用をする場合については､適用しない。この場合において、同項に規定するサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する旨を介護サービス事業者に申し出なければならない。

１３　附則第１１項の規定によるサービス費等の特例は、第１２条の規定にかかわらず、令和８年７月１日から同年１１月３０日までの間に受けた介護サービスについて適用する。

(熊本地震被災被保険者に係る保険料の減免の特例等)

１４　熊本地震被災被保険者に係る条例第１３条の規定による保険料の減免の額は、第１３条に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同条第１項各号及び同条第２項各号に掲げる区分並びに次の各号に掲げる区分のうち２以上に該当するときは、これらのうちその者に最も有利な区分によるものとする。

(1)　令和８年熊本地震により、第１号被保険者の居住に係る住居が、本市が行う令和８年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊に相当する程度の損害又は床上浸水の損害を受けたと認められる場合　当該第１号被保険者の保険料の額に次の表の中欄に掲げる損害の程度に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

	損害の程度	割合
ア	全壊に相当するとき。	１０分の１０
イ	大規模半壊、中規模半壊又は半壊に相当するとき。	１０分の５
ウ	床上浸水（ア又はイに該当する場合を除く。）	１０分の５を超えない範囲内で市長が定める割合

(2)　令和８年熊本地震により､熊本地震が発生した時における第１号被保険者の属

する世帯の生計を主として維持する者(以下この項において「生計維持者」という。)が死亡し、障害者(地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第２９２条第１項第１０号に規定する障害者をいう。)となり、又は負傷若しくは疾病により重態となった場合　全額

(3)　令和８年熊本地震により生計維持者が行方不明となった場合　全額

(4)　令和８年熊本地震により、生計維持者の賦課期日所属年の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額、給与所得に係る総収入金額又は山林所得に係る総収入金額(以下この号において「事業収入等」という。)のいずれかにつき減少額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)が令和７年の当該事業収入等の１０分の３以上となる減少が見込まれ、かつ、生計維持者の令和７年の合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から政令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には０とする。)をいう。以下同じ。）のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が４００万円以下である場合　当該第１号被保険者の保険料の額に生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和７年の所得の合計額を乗じて得た額を生計維持者の令和７年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

生計維持者の令和７年の合計所得金額	割合
２１０万円以下	１０分の１０
２１０万円を超えるとき。	１０分の８（生計維持者の事業の廃止、失業等により当分の間収入を得ることができない場合にあっては、１０分の１０）

１５　前項前段の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を減免申請書に添付しなければならない。

ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

(1)　前項第１号に該当する場合　第１４条第２項第１号に掲げる書類

(2)　前項第２号に該当する場合　次に掲げる書類

ア　収入等の調査に関する同意書

イ　死亡診断書、精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条第２項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。)、身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。)、医師の診断書その他の死亡し、障害者となり、又は負傷若しくは疾病により重態となったことを確認できるもの

(3)　前項第３号に該当する場合　次に掲げる書類

ア　収入等の調査に関する同意書

イ　警察署長に提出した行方不明者に係る届出その他行方不明であることを確認できるもの

(4)　前項第４号に該当する場合　第１４条第２項第２号に掲げる書類

１６　第１５条の規定にかかわらず、附則第１４項に規定する保険料の減免(同項後段の規定により第１３条第１項各号又は同条第２項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。)を受ける者の減免の対象となる保険料の額は、令和８年度分の保険料の額のうち令和８年７月２８日から令和９年３月３１日までの間に納期が到来する保険料の額とする。この場合において、第１５条第４項中「保険料(既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。)」とあるのは、「保険料」とする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第７条から第９条までの改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則附則第１１項から第１６項までの規定は、令和８年７月１日から適用する。

規　則　第　５１　号

令和　８　年　９　月２８日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２０条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　会計管理者等は、有価証券のうち定額小為替証書を収納したときは、収納した日の翌日までに当該定額小為替証書を別に定めるゆうちょ銀行に送付することによって、第１項の規定による払込みに代えることができる。この場合において、収納した日の翌日が同項各号のいずれかに当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該各号に掲げる日でない日に送付しなければならない。

別表第２中

「

株式会社　りそな銀行	本店及び各支店 （口座振替による収納の事務に限る。）
株式会社　北九州銀行	本店及び各支店

」

を

「

株式会社　りそな銀行	本店及び各支店 （口座振替による収納の事務に限る。）

」

に、

「

株式会社　西日本シティ銀行	本店及び各支店

」

を

「

株式会社　西日本シティ銀行	本店及び各支店
株式会社　北九州銀行	本店及び各支店
株式会社　東京スター銀行	本店及び各支店 （口座振替による収納の事務に限る。）

」

に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

規　則　第　５２　号

令和　８　年　９　月２８日

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則（平成１８年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「第５条第２３項」を「第５条第２４項」に改める。

附則に次の見出し及び３項を加える。

（令和８年熊本地震により被災した支給決定障害者等に係る介護給付費等の特例等）

８　法第５条第２４項に規定する支給決定障害者等が令和８年熊本地震により次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該支給決定障害者等が受けた指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに係る介護給付費等の特例に係る額は、第７条の規定にかかわらず、０とする。

(1)　その居住に係る住居の全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又はこれらに準ずる被災があったこと。

(2)　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったこと。

(3)　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が行方不明であること。

(4)　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が事業を廃止し、又は休止したこと。

(5)　支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が失業したこと

により収入を得ることができないこと。

９　前項の規定による介護給付費等の特例を適用する期間は、第９条の規定にかかわらず、令和８年７月１日から令和９年６月３０日までとする。この場合において、第８条第１項中「あらかじめ申請書を」とあるのは、「申請書を」と読み替えるものとする。

１０　附則第８項の規定により介護給付費等の特例の適用を受けようとする者が第８条第２項各号に掲げる書類により証明すべき事実を、市長が公簿等によって確認することができるときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則附則第８項から第１０項までの規定は、令和８年７月１日から適用する。

規　則　第　５３　号

令和　８　年　９　月２８日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成２２年規則第７４号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び３項を加える。

（令和８年熊本地震により被災した通所給付決定保護者等に係る障害児通所給付費等の特例等）

９　通所給付決定保護者等が令和８年熊本地震により次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該通所給付決定保護者等が受けた指定通所支援、基準該当通所支援及び指定入所支援に係る障害児通所給付費等の特例に係る額は、第３条の規定にかかわらず、０とする。

(1)　その居住に係る住居の全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又はこれらに準ずる被災があったこと。

(2)　通所給付決定保護者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったこと。

(3)　通所給付決定保護者等の属する世帯の生計を主として維持する者が行方不明であること。

(4)　通所給付決定保護者等の属する世帯の生計を主として維持する者が事業を廃止し、又は休止したこと。

(5)　通所給付決定保護者等の属する世帯の生計を主として維持する者が失業したことにより収入を得ることができないこと。

１０　前項の規定による障害児通所給付費等の特例を適用する期間は、第５条の規定

にかかわらず、令和８年７月１日から令和９年６月３０日までとする。

１１　附則第９項の規定により障害児通所給付費等の特例の適用を受けようとする者が第４条第２項各号に掲げる書類により証明すべき事実を、市長が公簿等によって確認することができるときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市児童福祉法施行細則附則第９項から第１１項までの規定は、令和８年７月１日から適用する。

規　則　第　５４　号

令和　８　年　９　月３０日

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和５７年規則第４７号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第２１条を第２２条とし、第２０条の次に次の１条を加える。

（災害等により認定の申請をすることができなかった場合の特例）

第２１条　第６条第１項の認定を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により同条第２項の規定による認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ日後１５日以内に当該申請をしたときは、第４条第３号から第６号まで、第７条第２項、第８条第３項及び第９条第１項の規定にかかわらず、所得を計算する場合において対象とする年、受給資格者証の有効期間及びその更新並びに助成金の支給対象及び期間については、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１２条の改正規定は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第２１条の規定は、令和８年７月２８日以後にされた第６条第２項の規定による認定の申請について適用する。

規　則　第　５５　号

令和　８　年　９　月３０日

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市こども医療費助成規則（平成１１年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

規　則　第　５６　号

令和　８　年　９　月３０日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和４８年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定に」を「第１項の規定に」に、「前項の規定を」を「同項の規定を」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する障害児福祉手当の支給の制限に係る額の算定にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号）第７条第２号ハの当該加算対象扶養親族等の数には、所得税法に規定する控除対象扶養親族であって年齢１９歳未満の者の数を含まないものとする。

第６条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前条第１項に規定する認定を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により同項の規定による認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後１５日以内に当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、受給資格者証の有効期間については、市長が別に定める。

第８条の２第１項中「第３号から第７号」を「第４号から第８号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　死亡受給資格者の配偶者で、死亡受給資格者と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されているもの

(2)　死亡受給資格者の民法第８７７条第１項に定める扶養義務者で、死亡受給資格者と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されているもの

(3)　死亡受給資格者の配偶者で、第１号に掲げる者以外のもの

(4)　死亡受給資格者の子

(5)　死亡受給資格者の父母

(6)　死亡受給資格者の孫

(7)　死亡受給資格者の祖父母

(8)　死亡受給資格者の兄弟姉妹

(9)　前各号に掲げる者以外の死亡受給資格者の三親等内の親族

第９条第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第１５条を第１６条とし、第１４条を第１５条とし、第１３条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（他の法令による給付の利用）

第１３条　市長は、受給資格者が当該障害者の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付を受けることができると認められるときは、当該受給資格者に対し、当該給付を受けるために必要な手続を行うよう求めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第８条の２第１項の改正規定及び第９条第３項の改正規定は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の熊本市重度心身障害者医療費助成規則（次項において「改正後の規則」という。）第６条第２項の規定は、令和８年７月２８日以後にされた第５条第１項の規定による認定の申請について適用する。

３　改正後の規則第８条の２の規定は、令和８年１０月１日以後に死亡した受給資格者に係る助成金の請求について適用し、同日前に死亡した受給資格者に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

告　　示

告 示 第 ６ ２ ５ 号

令和８年１０月１５日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成１７年熊本市条例第１号)第６条の規定に基づき、令和７年度（２０２５年度）人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

熊本市長　大　西　一　史

１　職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和７年度（２０２５年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】　（単位：人）

区　分	常勤職員	任期付職員	会計年度任用職員（ﾌﾙﾀｲﾑ）	合　計
一般行政職	339	2	20	361
教　育　職	284	5	0	289
企　業　職	31	9	16	56
合　計	654	16	36	706

【再任用】　（単位：人）

区　分	フルタイム	短時間	合　計
一般行政職	26	95	121
教　育　職	66	27	93
企　業　職	0	0	0
業　務　職	12	17	29
合　計	104	139	243

（注）　一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

①　一般行政職：②～④以外の職員
②　教　育　職：教育職員給料表が適用される職員
③　企　業　職：上下水道局、病院局、交通局で採用した職員
④　業　務　職：業務職員給料表が適用される職員

(2) 職員の退職状況

令和７年度（２０２５年度）に離職した一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）の状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区　分	定年退職	早期退職	任期満了	その他	合　計
一般行政職	0	23	343	110	476
教　育　職	0	0	99	145	244
企　業　職	3	11	143	63	220
業　務　職	0	0	122	10	132
合　　計	3	34	707	328	1,072

（注）　一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。
① 一般行政職：②～④以外の職員
② 教　育　職：教育職員給料表が適用される職員
③ 企　業　職：上下水道局、病院局、交通局で退職した職員
④ 業　務　職：業務職員給料表が適用される職員

(3) 職員の昇任及び降任の状況

（単位：人）

区　分	昇　任					降任
	主査級	主幹級	課長級	部長級	局長級	
一般行政職	332	160	47	44	9	29
企　業　職	24	20	12	8	1	3
業　務　職	23	0	0	0	0	0
合　　計	379	180	59	52	10	32

（単位：人）

区　分	昇　任		降任
	園長・教頭	校長	
教　育　職	35	31	17

（注）　一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。
① 一般行政職：②～④以外の職員
② 教　育　職：教育職員給料表が適用される職員
③ 企　業　職：上下水道局、病院局、交通局で昇任、降任した職員
④ 業　務　職：業務職員給料表が適用される職員

（4）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度４月１日現在）

部門		職員数(人)		増減数（人）	主な増減理由
		令６	令７		
福祉関係を除く一般行政	議会	30	29	▲ 1	
	総務	806	848	42	国勢調査、庁舎整備、まちづくり推進に伴う体制強化等
	税務	210	210	0	
	労働	3	3	0	
	農水	176	175	▲ 1	
	商工	195	203	8	TSMC関連の体制強化等
	土木	658	670	12	橋梁耐震化、建築確認体制強化等
	小計	2,078	2,138	60	
福祉関係	民生	945	984	39	児童相談所及び生活保護部門の体制強化等
	衛生	601	601	0	
	小計	1,546	1,585	39	
一般行政計		3,624	3,723	99	
特別行政	教育	4,826	4,799	▲ 27	臨時職員減、退職者不補充等
	警察			0	
	消防	807	815	8	
	小計	5,633	5,614	▲ 19	
公営企業等	病院	794	792	▲ 2	
	水道	205	207	2	
	下水道	145	142	▲ 3	
	交通	76	74	▲ 2	
	その他	176	172	▲ 4	
	小計	1,396	1,387	▲ 9	
総合計		10,653	10,724	71	

※各年度４月１日現在の職員数

※職員数は非常勤職員を除く

２　職員の人事評価の状況（令和７年度（２０２５年度））

(1)　一般職（教職員を除く）

評価の対象	一般職（教職員を除く）
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和6年（2024年）10月1日　～　令和7年（2025年）9月30日 業績評価：令和7年（2025年）　4月1日　～　令和8年（2026年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を５段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を５段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(2)　教職員

評価の対象	教職員（業務職などの一部の職員を除く。）
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和6年（2024年）10月1日　～　令和7年（2025年）9月30日 業績評価：令和7年（2025年）　4月1日　～　令和8年（2026年）3月31日
評価方法	能力評価：職務遂行に当たり実際に発揮した能力について、職務上取った行動を基に評価を行う。評価基準、評価項目及び行動内容に照らし、５段階で評価する。 業績評価：校長・園長が立てた学校・園教育目標を基本的な方向として、教職員が具体的目標等を決め、目標を達成するためのプロセスや、評価基準日にどの程度達成できたか、貢献できたかを判断し評価を行う。目標以外の業務への取組状況等も踏まえ、５段階で評価する。
評価結果の活用方法	人材育成、教職員の資質向上、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

３　職員の給与の状況

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和7年度末 ）	歳　出　総　額 A	実　質　収　支	人　　件　　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考） 令和6年度の人件費率
R7年度	人 726, 239	千円 436, 295, 518	千円 6, 429, 639	千円 90, 520, 445	% 20. 7	% 21. 0

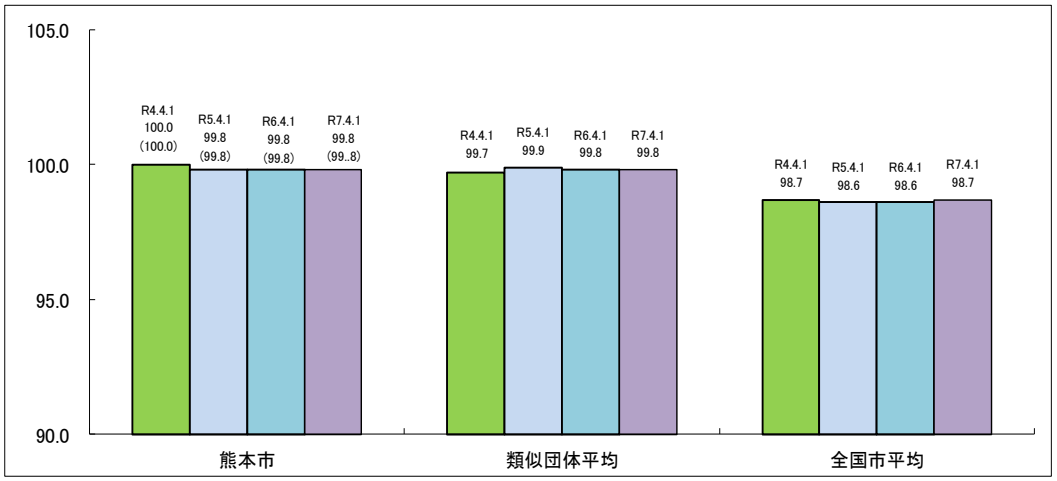
（注）人口は令和７年３月３１日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				（参考）一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
R7年度	人 9, 337	千円 40, 497, 396	千円 6, 268, 195	千円 16, 285, 683	千円 63, 051, 274	千円 6, 753

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
２　職員数は、令和７年４月１日現在の人数です。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）/（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※　令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

4　ラスパレイス指数（地域手当補正後ラスパレイス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告（改定率）	給与改定率	（参考）国の改定率
R7年度	円 376,140	円 362,108	14,032 円 3.88 %	% 3.88	% 3.88	% 3.62

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告 民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告（改定月数）	年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
R7年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 0.05	月 4.65	月 4.65

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から１０級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［ 実施 　未実施 ］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】令和７年４月１日
【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、３級から６級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、７級に隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合）

【支給割合】国基準0%に対し、熊本市においても0%を支給。

	各年度の支給割合 R6年度	R7年度	R8年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

・扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

（7）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
熊本市	41.2　歳	327,300　円	397,676　円	352,936　円
熊本県	42.6　歳	333,192　円	404,921　円	358,648　円
国	41.9　歳	332,237　円	－　円	414,480　円
類似団体	41.9　歳	331,593　円	445,629　円	393,215　円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区　分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
熊本市	56.3 歳	327 人	345,200 円	385,436 円	355,919 円
清掃職員	55.8 歳	110 人	360,000 円	421,230 円	374,738 円
学校給食員	55.7 歳	53 人	321,900 円	336,762 円	330,451 円
守衛	57.1 歳	12 人	355,300 円	468,017 円	369,317 円
用務員	57.8 歳	72 人	327,900 円	341,229 円	335,228 円
自動車運転手	55.4 歳	33 人	367,800 円	389,473 円	377,073 円
その他	56.2 歳	47 人	345,000 円	400,162 円	354,232 円
熊本県	55.7 歳	137 人	329,010 円	364,188 円	342,389 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	－　円	337,907 円
類似団体	51.9 歳	851 人	315,589 円	395,098 円	367,343 円

区　分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.31
学校給食員	飲食物調理従事者	45.5 歳	233,400 円	1.44
守衛	警備員	58.2 歳	217,900 円	2.15
用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	51.1 歳	228,400 円	1.49
自動車運転手	乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	61.2 歳	200,300 円	1.94
その他	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
熊本市	－	－	－
清掃職員	6,898,660 円	4,457,900 円	1.5
学校給食員	5,642,244 円	3,181,600 円	1.8
守衛	7,335,204 円	2,727,700 円	2.7
用務員	5,579,248 円	3,161,900 円	1.8
自動車運転手	6,535,776 円	2,531,000 円	2.6
その他	6,540,444 円	－　円	－

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。（令和4～令和6年の3か年平均）

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②１か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は１か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、４月及び５月に、それぞれ１８日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者（短時間労働者を除く。）をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員（パート、アルバイト職員）はデータの基礎から除かれている点で（C）と（D）とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（高等（特別支援・専修・各種）学校教育職）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.8　歳	387,600　円	426,239　円
熊本県	46.2　歳	393,681　円	440,715　円
類似団体	42.7　歳	371,323　円	450,611　円

④教育職（小・中学校（幼稚園）教育職）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	42.8　歳	361,300　円	392,719　円
熊本県	44.2　歳	372,899　円	411,964　円
類似団体	40.2　歳	357,800　円	429,590　円

⑤教育職（その他の教育職）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	52.5　歳	373,700　円	483,381　円
熊本県	－　歳	－　円	－　円
類似団体	－　歳	－　円	－　円

（注）　１「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
　　２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		熊本市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	228,300 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,900 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	－ 円	192,400 円	― 円
	中学卒	－ 円	－ 円	― 円
教育職	大学卒	252,000 円	252,000 円	― 円
	高校卒	－ 円	－ 円	― 円
消防職	大学卒	233,700 円	－ 円	― 円
	高校卒	207,000 円	－ 円	― 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

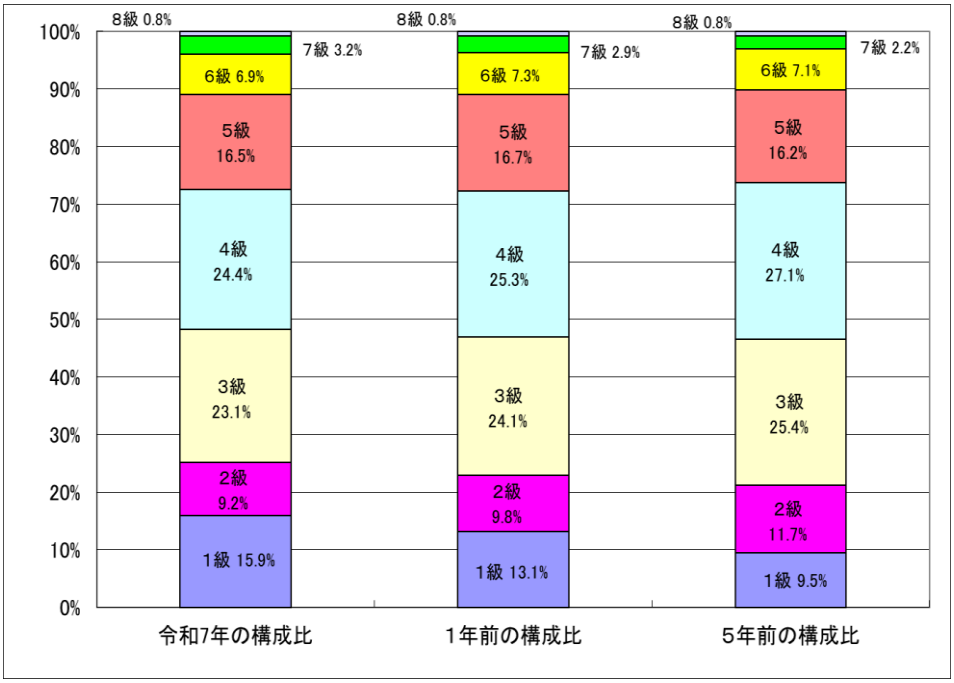
区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,368 円	367,505 円	381,771 円	408,642 円
	高校卒	253,808 円	326,409 円	353,095 円	378,507 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	364,886 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
教育職	大学卒	322,547 円	377,796 円	403,418 円	416,299 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
消防職	大学卒	299,218 円	370,925 円	402,725 円	387,280 円
	高校卒	259,494 円	335,856 円	362,386 円	383,750 円

（注）１　経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。
　　２　対象者が０人又は少数の場合は非公表としています。

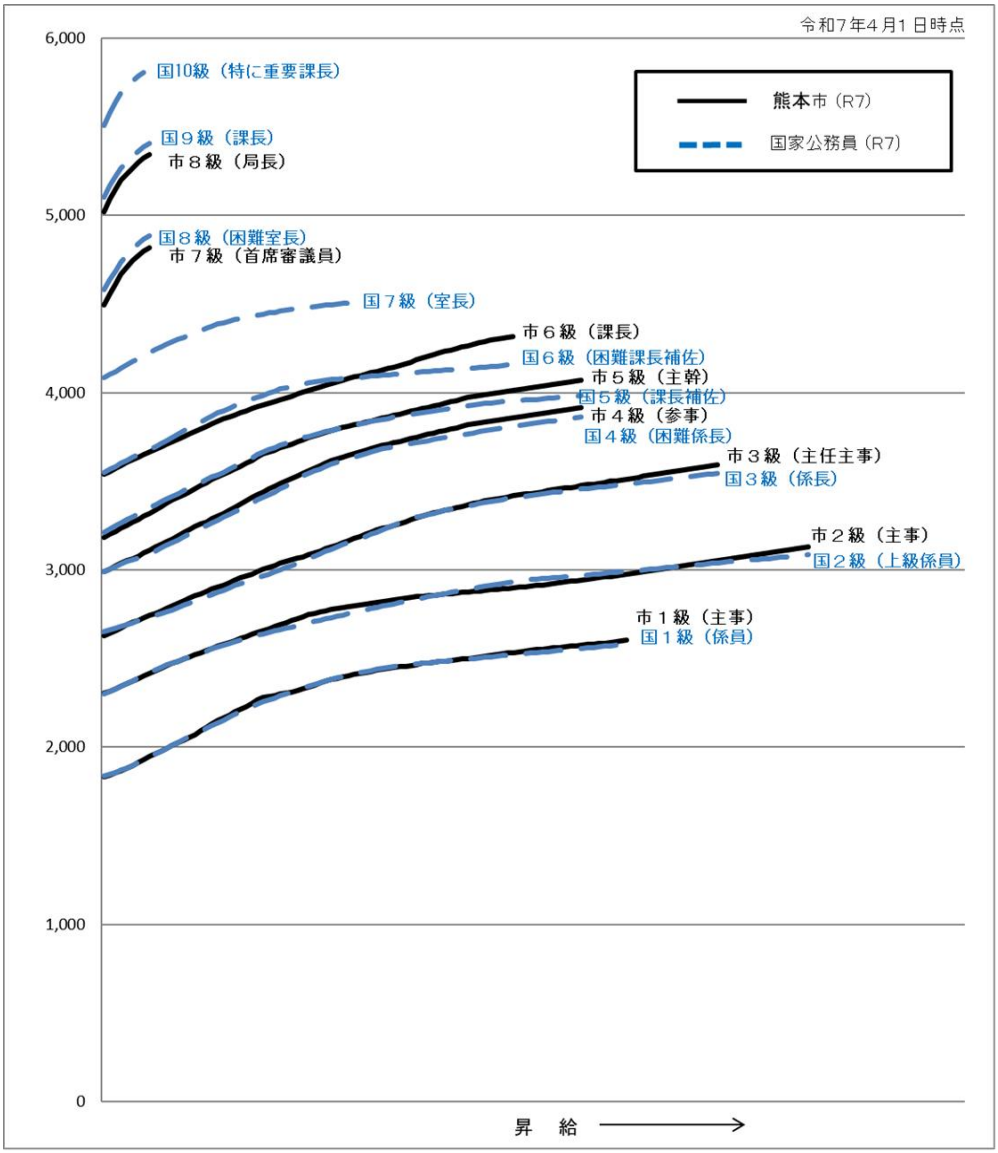
（10）一般行政職の級別職員数及び給料表（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人 524	% 15.9	円 183,100	円 260,400
2　級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	人 301	% 9.2	円 230,400	円 313,100
3　級	主任主事及び主任技師の職務	人 758	% 23.1	円 263,000	円 359,300
4　級	主査の職務	人 802	% 24.4	円 299,100	円 391,800
5　級	主幹の職務	人 543	% 16.5	円 318,300	円 407,100
6　級	課長の職務	人 228	% 6.9	円 353,900	円 431,700
7　級	部長の職務	人 104	% 3.2	円 449,600	円 482,000
8　級	局長の職務	人 27	% 0.8	円 501,900	円 534,400

（注）１　熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(11)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）



(12) 昇給への人事評価の反映状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊　本　市	国
1人当たり平均支給額(R7年度) 1,723　千円	―
(R7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525　月分　2.125　月分 (　1.425　)月分　(　1.025　)月分	(R7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525　月分　2.125　月分 (　1.425　)月分　(　1.025　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（熊本市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（14）退職手当（令和７年４月１日現在）

熊本市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	割増率2～45%		定年前早期退職特例措置	割増率2～45%	
（退職時特別昇給	無　）		（退職時特別昇給	無　）	
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり平均支給額	3,568 千円	21,085 千円	－		

（注）1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
　　2「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

（15）地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）			30,002 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）			865,430 円
支給対象地域	給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	23 人	20 %
東京都（特別区以外の地域）	16 %	2 人	16 %
医師（歯科医師含む）	16 %	9 人	16 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

（16）特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	368,726 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度）	114,689 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）	33.1 %
手当の種類（手当数）	17種（43手当）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R7年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	2,760円	日額　230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額　250円
同上	職員	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病（口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額　380円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	日額　290円

特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	5,940円	１回につき　660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病害虫防除作業に直接従事したとき。	1,700円	日額　200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,488,750円	日額　500円
同上	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	20,880円	日額　290円
同上	区役所保健子ども課又はこころの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	78,660円	日額　230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	0円	日額　200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	948,550円	日額　500円 （夜間　750円）
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	260,400円	日額　400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,211,600円	日額　300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	925,200円	日額　800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	1,800円	日額　400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	5,572,320円	日額　780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	21,881,200円	日額　800円
同上	基盤整備課又は土木センターに勤務する職員	下水道、用排水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	603,900円	日額　600円
同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	374,780円	日額　280円

特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したとき。	102,250円	日額　250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	9,376,500円	日額　500円
同上	保育園に勤務する職員又は保育幼稚園課に勤務する職員	保育業務に直接従事したとき。	7,435,650円	日額　150円
同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	9,027,000円	日額　1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	74,000円	日額　800円
同上	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	243,425円	日額　650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）、固定資産税課、国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）及び固定資産税課に勤務する職員が、市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11,812,160円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額　290円 その他の職員 日額　230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 市営住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	227,550円	日額　370円

消防手当	消防職員（機関員を除く）	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき。	40,980,300円	１回につき　330円 （深夜においては410円）
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	24,430,480円	１回につき　410円 （深夜においては510円）
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助資機材により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	22,666,380円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額　2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額　4,000円
同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	12,435,200円	1当務につき800円 （日勤者にあっては勤務1日につき400円）
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	－	10,774,300円	日額　4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	148,396,500円	日額　8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	34,619,400円	日額　200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であって、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は指導に従事したとき。	163,850円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額　350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額　290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき。	582,900円	1時間につき300円

死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円（人事委員会が定める場合にあっては、2,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 に従事した場合は、4,000円を超えない額）
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き５日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円を超えない額(夜間おいては、1,500円を超えない額)
災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第２項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第１７条第９項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日１日につき20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前２号に掲げるものを除く。）に従事したとき。	0円	作業に従事した日１日につき10,000円を超えない額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、20,000円を超えない額）

(17) 時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	2,012,747　千円
職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	380　千円
支給実績（R6年度決算）	1,901,170　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	364　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（18）その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	○配偶者　　3,000円 （7級以上職員支給なし） ○子　　11,500円 ○父母等　　6,500円 （7級職員 3,500円、8級職員支給なし） ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	－	935,024　千円	267,296　円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	739,895　千円	311,054　円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	710,962　千円	94,670　円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて62,200円～123,800円を支給	異	役職により俸給月額の25/100以内を支給（国の制度）	653,159　千円	815,514　円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	－	394,398　千円	436,200　円
初任給調整手当	○医療職員 採用の日から35年未満の期間、月額310,800円以内を支給 ○獣医師 採用の日から20年未満の期間、月額60,000円以内を支給	異	-	31,901　千円	2,004,251　円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	－	12,932　千円	881,727　円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額の合計額の25/100以内を支給（国の制度）	171　千円	42,756　円
宿日直手当	○一般の宿日直　7,100円 ○医師の宿日直　22,500円	異	一般　4,400円	2,831　千円	267,472　円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	8,339　千円	107,715　円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	－	46,372　千円	70,905　円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の適用を受ける職員　月額8,000円以内を支給	同	－	230,691　千円	61,899　円

（19）特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	1,207,000 円 （ － 円）	1,599,000 円／ 500,000 円
	副市長	960,000 円 （ － 円）	1,285,000 円／ 841,500 円
報酬	議長	831,000 円 （ － 円）	1,179,000 円／ 786,000 円
	副議長	757,000 円 （ － 円）	1,061,000 円／ 707,000 円
	議員	686,000 円 （ － 円）	953,000 円／ 648,000 円
期末手当	市長	（R7年度支給割合）	
	副市長	3.50 月分	
	議長	（R7年度支給割合）	
	副議長	3.50 月分	
	議員		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	市長	1,207,000円×在職月数×0.51	2,955 万円 任期ごと
	副市長	960,000円×在職月数×0.24	1,106 万円 任期ごと
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額です。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（Ｒ７．４．１現在）

（1）勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
８:３０～１７:１５	１２:００～１３:００	土曜日・日曜日

（2）休暇の設置状況

事由		期間
年次有給休暇		２０日以内
病気休暇		９０日以内
特別休暇（主なもの）	結婚休暇	５日以内
	妊娠中の通勤緩和	１日に１時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	１４日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前８週間目(多胎妊娠の場合は１４週間目)に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から８週間
	育児時間	子が３歳になるまで、１日につき２回・計９０分以内
	配偶者分娩休暇	配偶者が出産予定２週前から出産後２週の間、３日以内
	男性の育児休暇	配偶者が出産予定８週前から出産後１年の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、５日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中５日以内(対象となる子が複数いる場合は１０日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて１日から７日
	夏季休暇	５日以内
	永年勤続表彰休暇	３０年－４日以内 ２０年－２日以内

５　職員の休業に関する状況（Ｒ７年度実績）

休業等の取得状況

	取得者数		
休業等区分	男性	女性	計
育児休業	１７３	２３８	４１１
育児部分休業	８	３７	４５
育児短時間勤務	１	９	１０
自己啓発等休業	０	１	１
配偶者同行休業	０	１	１

６　職員の分限及び懲戒処分の状況（Ｒ７年度実績）

（1）懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人　数	５	６	４	２	１７

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

（2）分限処分の状況

	降任	免職	休職	降給	計
人　数	０	０	１４２	０	１４２

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

７　職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取組を実施しています。

・厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
・公務員倫理研修
・営利企業等の従事許可

８　職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

・再就職者による依頼等の規制
・再就職情報の届出及び公表
・再就職あっせんの制限

９　職員の研修の状況

(1)　市長事務部局

研修区分			受講者数
１　特別研修			717人
	公務員倫理研修		717人
２　基本研修			8,589人
	新規採用職員研修		330人
	新規採用職員フォロー研修		303人
	新規採用職員定期研修／若手職員向けテーマ別研修		2,338人
	若手職員向けスキルアップ研修（eラーニング）		834人
	採用4年目職員研修		178人
	採用8年目職員研修		115人
	新任作業長・主任研修		20人
	主査級昇任者研修		143人
	主幹級昇任者研修		109人
	課長級試験合格者研修		53人
	課長級昇任者研修		57人
	課長級3年目職員研修		53人
	人材マネジメント力強化研修		3,131人
	ライフ＆キャリアデザイン研修（30歳職員）		79人
	ライフ＆キャリアデザイン研修（40歳職員）		83人
	ライフ＆キャリアデザイン研修（50歳職員）		73人
	ベテラン職員キャリア研修		318人
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)		166人
	2次評価者人事評価研修(人事課主催)		206人
３　選択研修			1,021人
	接遇マナー＆応対力向上研修		73人
	課長級職員向け接遇意識向上研修		56人
	コーディネート力向上研修		25人
	多様な主体との連携構築研修		51人
	交渉力・調整力向上研修		54人
	人材育成力向上研修		171人
	スキルアップ研修（eラーニング）		508人
４　派遣研修			119人
	自治大学校		2人
	早稲田大学デモクラシー創造研究所地域経営部会派遣		3人
	肥後銀行『幹部養成教養教育』		1人
	熊本県市町村職員研修協議会		113人
５　職場研修			23,316人
	職場指導員研修		234人
	障がいのある職員とともに働く職場研修		55人
	すまいる向上キャンペーン		10,946人
	職員倫理意識向上の職場研修		10,946人
	職場派遣研修		16人
	他課主催（共催）全庁研修		320人
	先輩職員とつながる場		134人
	職員寺子屋研修		641人
６　自主研修			53人
	資格取得・自己啓発支援		53人
		自主学習グループ活動支援	18人
		資格取得支援	22人
		大学公開講座受講支援	2人
		eラーニング（自治大学校）	11人
合計（延べ人数）			33,815人

(2)　教育委員会事務局

研修名	受講者数
初任校1年目研修	1,925人
初任校２年目研修	1,200人
初任校３年目研修	1,131人
中堅教諭資質向上等研修	896人
15年経験者研修	180人
新任管理職研修（教頭）	168人
新任管理職研修（校長）	167人
教師塾「きらり」	128人
計	5,795人

(3)　病院局

研修名	受講者数
接遇研修	78人
感染対策研修	2,277人
医療安全研修	2,230人
栄養管理研修	74人
BLS研修	33人
ICLS研修	18人
出張報告研修	14人
看護必要度研修	433人
臨床検査業務研修	21人
視能訓練業務研修	152人
放射線業務研修	132人
リハビリ業務研修	139人
臨床工学業務研修	3人
災害対応研修	1人
法務研修	57人
職員倫理意識向上の職場研修	265人
人権教育研修	78人
スマイル向上キャンペーン	85人
学会等派遣	257人
計	6,347人

(4)　上下水道局

研修名	受講者数
新規採用職員及び新規転入者研修	30人
施設見学研修	35人
災害対応研修	83人
熊本市上下水道管路情報システム操作研修	67人
新規採用及び新規転入者のためのダクタイル鉄管配管実技研修	12人
工事成績採点に関する研修会	155人
工事管理に関する研修（土木工事編）	83人
発注工事に関する現場見学会（東部浄化センター消化タンク機械設備工事）	14人
内部講師による施設見学会（南部浄化センター）	10人
内部講師による勉強会（PLC制御）	9人
法務研修	23人
上下水道局契約事務研修	50人
派遣研修及び業務報告会	29人
漏水調査に関する技術研修会	11人
下水道管路維持管理に関する技術研修会	12人
ダクタイル鉄管に関する技術研修会	7人
内部講師(下水道管渠)候補生育成研修	2人
配水用ポリエチレン管に関する技術研修会(中級編)	13人
コンクリート施設の防食技術研修会	21人
熊本市の水道水質と検査に関する技術研修会	29人
労務管理研修	194人
上下水道事業経営戦略研修	110人
上下水道財政研修	120人
安全衛生講習　メンタルヘルス研修	34人
上下水道局パワーハラスメント防止研修	201人
ベテラン職員から学ぶ「かたりべ」研修	62人
安全衛生講習（土木技術者編）	32人
安全衛生講習　熱中症対策勉強会	37人
安全衛生講習　第二種酸素欠乏講習会	33人
安全衛生講習（電気・機械技術者編）	24人
安全衛生講習　墜落制止用器具	32人
水道用バルブに関する技術講習会	37人
安全運転講習会	50人
上下水道BCP研修	129人
日米台水道地震対策 ワークショップに関する研修	13人
計	1,803人

10　職員の福祉及び利益の保護の状況

令和７年度（2025年度）職員厚生会事業（実績）

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	１０，９４９人
公費負担額	６７，２０５，５２７円
会員負担･その他収入額	２２１，２５０，７６１円
事業主：職員の負担割合	１.３５／１,０００：４.０／１,０００

（事業の概要）

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等（１０種類）
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ｳｫｰｷﾝｸﾞｷｬﾝﾍﾟｰﾝ 等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用 等
収益事業	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都市職員災害共済会事務、各生命保険･損害保険の団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務 等

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

① 人事行政に関する調査、研究等

② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告

③ 競争試験又は選考の実施

④ 労働基準監督機関としての職権行使

⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

① 勤務条件に関する措置要求の審査

② 不利益処分についての審査請求の審査

2 業務の状況

(1) 令和7年(2025年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和7年(2025年)10月7日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

〈報告の内容〉

① 給与の改定について

○ 月例給について、職員給与が民間給与を14,032円(3.88%)下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

○ 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.04月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることが必要

② 人事管理について

○ 職員の任用について

・人材の確保について

令和7年度から、6月に実施する試験の第一次試験の会場として、従来の熊本会場・東京会場に大阪会場を新設し、関西圏をはじめ、多くの方が受験しやすい環境を整えた。有為な人材を確保していくため、採用試験制度について、引き続き調査・研究を行う。

○人材の育成について

職員一人ひとりが、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題に意欲をもって取り組み、市民が求める質の高いサービスを提供できる人材となるよう成長を促し、支援が必要

○ 勤務環境の整備について

・時間外勤務の縮減について

労働基準監督機関として、引き続き時間外勤務の実態把握に努めるとともに、長時間労働の是正に向けて、勤務時間の管理状況等の把握に取り組む。また、業務量に応じた人員数の確保を要請及び職員の勤務時間の管理の徹底に努めるよう要請

・両立支援制度の周知に今以上に取り組み、今後も、全ての職員が持てる能力を十分に発揮することができるよう引き続き職場環境整備への取組を要請

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

「第三期 熊本市職員の心の健康づくり計画」の最終年度であることから、取組の検証が必要。相談機関の周知のほか、年代(職位)ごとに抱えるストレス要因の分析等、引き続き効果的な取組を検討することを要請

・ハラスメント防止対策について

ハラスメントは職員の心身の健康に大きく影響を与えるものであることから、関係機関が連携し、組織対応を強化していくことを要請

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

公務員には、公務内外において、高い倫理観が求められる。各職員が法令を順守した適正な事務の執行や不祥事の防止に努め、使命感を持って行動できるよう、今後もあらゆる機会を通して、規範意識及び倫理意識の醸成を図るよう要請

〈勧告の内容〉

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表（教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。）については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和7年（2025年）4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和7年（2025年）12月期の支給に関する改定は令和7年（2025年）12月1日から、令和8年（2026年）6月期以降の支給に関する改定は令和8年（2026年）4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用選考試験:春試験【早期枠】

試験区分	職種		申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A／B
			人	人	人	人	人	倍
大学卒業程度等	事務職		891	783	122	106	60	13.1
	技術職	土木	31	27	27	26	16	1.7
		電気	10	9	9	7	5	1.8
免許資格職（大学卒業程度等）	獣医師		4	3	3	3	3	－
	薬剤師		13	13	9	9	3	4.3
合計			949	835	170	151	87	9.6

②採用試験:夏／秋試験

試験区分	職種		申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A／B
			人	人	人	人	人	倍
大学卒業程度等	事務職		371	178	100	89	50	3.6
	学校事務職		27	13	10	10	5	2.6
	技術職	土木	12	2	0	0	0	－
		建築	8	3	3	3	2	1.5
		機械	5	3	1	1	1	3.0
		電気	6	2	0	0	0	－
		化学	11	8	4	4	3	2.7
		農業	9	6	2	1	1	6.0
		造園	4	3	1	1	1	3.0
	社会福祉職		30	23	13	12	6	3.8
	心理相談員		12	10	9	8	5	2.0
免許資格職（大学卒業程度等）	保健師		23	16	14	14	8	2.0
高等学校卒業程度等	事務職		194	151	61	58	30	5.0
	学校事務職		13	6	5	4	3	2.0
	技術職	土木	16	12	9	9	8	1.5
		建築	3	2	2	1	1	2.0
		機械	9	6	3	3	2	3.0
		電気	2	2	2	2	2	1.0
消防職	大学卒業程度		97	73	21	20	10	7.3
	高等学校卒業程度		198	167	47	42	21	8.0
	救急救命士		34	29	12	12	4	7.3
合計			1,084	713	319	294	163	4.4

採用試験:冬試験

試験区分	職種		申込者数	受験者数 A	最終合格者数 B	倍率 A／B
大学卒業程度	技術職	土木	8	5	3	1.7
		建築	6	6	4	1.5
		機械	5	2	1	2.0
		電気	2	1	1	1.0
		農業	10	5	1	5.0
		造園	3	2	1	2.0
合計			34	21	11	1.9

②採用選考試験:夏／秋試験

試験区分	職種		申込者数	動画選考受験者数 a	動画選考通過者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A／B
			人	人	人	人	人	人	人	倍
大学卒業程度等	文化財専門職		11	－	－	7	5	4	1	7.0
免許資格職（大学卒業程度）	獣医師		3	－	－	0	0	0	0	－
	薬剤師		7	－	－	2	2	1	1	2.0
	助産師		3	－	－	3	3	3	2	1.5
	学芸員(天文学)		1	－	－	1	1	1	0	－
免許資格職（短期大学卒業程度）	看護師		18	－	－	16	16	10	7	2.3
	歯科衛生士		13	－	－	13	7	7	2	6.5
	保育士		29	－	－	23	11	10	5	4.6
	給食栄養士		23	－	－	19	10	9	4	4.8
	診療放射線技師		30	－	－	24	9	7	3	8.0
	臨床検査技師		44	－	－	28	9	6	3	9.3
	視能訓練士		2	－	－	2	2	2	1	2.0
	作業療法士		8	－	－	6	4	4	1	6.0
	言語聴覚士		14	－	－	12	7	5	2	6.0
社会人経験者対象	事務職		373	303	166	161	50	48	25	12.1
	事務職(情報)		4	4	4	4	4	3	1	4.0
	技術職	土木	11	11	11	11	9	7	3	3.7
		建築	1	1	1	1	1	1	1	1.0
		機械	5	4	4	4	3	2	2	2.0
		電気	5	3	3	3	3	3	2	1.5
		農業	4	3	3	3	3	3	1	3.0
	動物専門職		13	12	12	11	7	7	2	6.0
	歯科衛生士		9	－	－	9	5	5	1	9.0
	文化財専門職		5	－	－	3	3	3	1	3.0
障がい者対象	事務職		44	－	－	30	22	20	5	6.0
	学校事務職		25	－	－	18	7	7	0	－
	(内数 併願者)		25	－	－	18	7	7	0	
	技術職(土木)		1	－	－	1	1	1	1	1.0
合計			706	341	204	415	204	179	77	111

採用選考試験:冬試験

試験区分	職種		申込者数	受験者数 A	最終合格者数 B	倍率 A／B
免許資格職（大学卒業程度）	獣医師		0	0	0	－
	看護師		11	10	2	5.0
社会人経験者対象	事務職(情報)		3	2	1	2.0
	社会福祉職		28	18	2	9.0
	技術職	土木	7	4	2	2.0
		建築	2	1	1	1.0
		機械	4	2	2	1.0
		電気	7	5	2	2.5
		農業	7	5	1	5.0
		造園	1	1	0	－
	獣医師		1	1	1	1.0
合計			71	49	14	3.5

③採用選考(承認)

区分＼任命権者＼職			市長	病院事業管理者	交通事業管理者	計
一般職(医師を除く。)	局長級		人	人	人	人
	部長級		1			1
	課長級		1			1
	主幹級					
	主査級		2			2
	主任主事・主任技師		1	1		2
	主事・技師		1	19		20
その他の職	医師 歯科医師	副院長				
		部長級				
		科部長		4		4
		課長級				
		医長				
		主幹級				
		主査級	2			2
		医員		8		8
		医員補				
		嘱託員				
		特別顧問				
任期付職員	局長級					
	部長級				1	1
	課長級					
	主幹級				1	1
	主査級				4	4
	主任主事・主任技師				39	39
	主事・技師				48	48
計			8	32	93	133

※市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A／B
	人	人	人	人	人	倍
課長級	174	158	68	65	45	3.5
主査級(34歳～41歳)	384	342	165	163	110	3.1
主査級(42歳以上)	33	27	15	15	10	2.7
計	591	527	248	243	165	3.2

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A／B	
	人	人	人	人	人	倍	
消防司令	46	46	15	14	14	3.3	
消防司令補	132	123	26	26	26	4.7	
消防士長	－	－	－	－	－	－	実施なし
計	178	169	41	40	40	4.2	

③昇任選考(承認)

職＼任命権者	市長	教育委員会	交通事業管理者	上下水道事業管理者	消防長	病院事業管理者	計
	人	人	人	人	人	人	人
局長職	7	1		1		2	11
部長職	26	3		1		5	35
課長職	1			1		10	12
主幹職	64	9		6		8	87
主査職	3	8	1				12
小計							0
消防司監							
消防正監					2		2
消防監					9		9
消防司令長					17		17
消防司令							
消防司令補							
消防士長							
小計	－	－	－	－	28	－	28
計	0	0	0	0	28	0	28

※ 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	合格率 B／A
	人	人	人	人	人	%
事務職	1	1	1	1	0	－
技術職(土木)	0	－	－	－	－	－
消防職	0	－	－	－	－	－
計	1	1	1	1	0	－

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
		人
教諭	指導主事	13
学校事務職	事務職	1
養護教諭	主任主事	1
指導主事	指導主事	3
計		18

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

件数:4件